

青森県報

第九百七十一号

令和七年
九月二十六日
(金曜日)

目 次

告 示

○鳥獣捕獲等事業の変更の認定	……………	(自然保護課)	…	一
○鳥獣捕獲等事業の実施体制に関する事項の変更の届出	……………	(同)	…	一
○難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の所在地の変更の届出	……………	(がらん生活習慣病対策課)	…	二
○難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の指定の辞退	……………	(同)	…	二
○介護保険法による居宅サービス事業者の指定	……………	(高齢福祉保険課)	…	二
○介護保険法による介護予防サービス事業者の指定	……………	(同)	…	二
○指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出	……………	(福祉課)	…	三
○右 同	……………	(同)	…	三
○保安林の指定解除予定	……………	(林政課)	…	三
○特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生	……………	(水産振興課)	…	四
出先機関				
○土地改良区の役員の就任	……………	(中南農林水産事務所)	…	四
人事委員会				
○人事委員会規則七一九九(退職手当の支給制限等に係る書面の様式)の一部を改正する規則	……………	(事務局)	…	四

告 示

青森県告示第四百九十四号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第十八条の七第一項の規定により次のとおり鳥獣捕獲等事業の変更の認定をしたので、同条第二項において準用する同法第十八条の五第二項の規定により公示する。

令和七年九月二十六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 変更認定年月日

令和七年九月十七日

二 認定鳥獣捕獲等事業者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 名称及び住所

一般社団法人青森県猟友会

青森市本町五丁目五の二一

2 代表者の氏名

十二役 美喜男

青森県告示第四百九十五号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第十八条の七第三項の規定により、次のとおり認定鳥獣捕獲等事業者から鳥獣捕獲等事業の実施体制に関する事項を変更した旨の届出があったので、同条第五項の規定により公示する。

令和七年九月二十六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 変更年月日

令和七年九月一日

二 認定鳥獣捕獲等事業者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 名称及び住所

一般社団法人新自由狩猟クラブ

八戸市小中野八丁目二の二一

2 代表者の氏名

金田 和広

青森県告示第四百九十六号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第十九条の規定により、次のとおり指定医療機関から所在地を変更した旨の届出があったので、同法第二十四条第二号の規定により公示する。

令和七年九月二十六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

変更後	変更前	区分	所在地	変更年月日
うごころのケアセンターふよ	芙蓉会病院	名 称	青森市大字雲谷字山吹九三の一	令和七・四・一

青森県告示第四百九十七号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第二十条の規定により、次の指定医療機関がその指定を辞退したので、同法第二十四条第三号の規定により公示する。

令和七年九月二十六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名 称	所 在 地	指定辞退年月日
鮫駅前薬局	八戸市大字鮫町字持越沢二五の八	令和七・七・三

青森県告示第四百九十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

令和七年九月二十六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

指定居宅サービス事業者	居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う所	指定年月日
名称又は氏名 社会福祉法人ほほえみ	主たる事務所の所在地又は住所 平川市館山前田八〇の一	名称 ほほえみナーシヨンス	所在地 平川市館山前田八〇の五
	訪問看護		令和七・〇・一

青森県告示第四百九十九号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

令和七年九月二十六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

氏名称又は 氏名	主たる事務所の 所在地又は住所	介護予防 サービスの 種類	介護予防サー ビス事業を 行う事業所	指 定 年 月 日	
					社会福祉法 人ほほえみ

青森県告示第五百号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

令和七年九月二十六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

事 業 者	指定障害福祉サー ビス	障害福祉 サービスの 種類	行 う 事 業 所	廃 止 年 月 日
社会福祉法 人あーると	五所川原市大 字稲実字稲葉三 八の一三	就労移行 支援	あーると就 労サポート センター	五所川原市大 字漆川字鍋懸一 四八の二

青森県告示第五百一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

令和七年九月二十六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

事 業 者	指定障害福祉サー ビス	障害福祉 サービスの 種類	行 う 事 業 所	廃 止 年 月 日
社会福祉法 人むつ市社 会福祉協議 会	むつ市中央一 丁目八の一	居宅介護	むつ市ホ ムヘルパ ーステー ション	むつ市中央一 丁目八の一
社会福祉法 人むつ市社 会福祉協議 会	むつ市中央一 丁目八の一	重度訪問 介護	むつ市ホ ムヘルパ ーステー ション	〃

青森県告示第五百二号

農林水産大臣から、次のとおり森林について保安林の指定を解除しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

令和七年九月二十六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 解除予定保安林の所在場所
七戸町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
 - 二 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 三 保安林を解除しようとする理由
水道事業用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び七戸町役場に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第五百三三号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

令和七年九月二十六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

発起人の住所及び氏名（名称）	区域	区分
むつ市新町三の一 新谷 廣 むつ市大曲二丁目一三の一〇 畑井 大輔	むつ市第二区域 むつ市第三区域 むつ市第四区域 むつ市第五区域 むつ市第六区域 むつ市第七区域 むつ市第八区域 むつ市第九区域 むつ市第十区域 むつ市第十一区域 むつ市第十二区域 むつ市第十三区域 むつ市第十四区域 むつ市第十五区域 むつ市第十六区域 むつ市第十七区域 むつ市第十八区域 むつ市第十九区域 むつ市第二十区域 むつ市第二十一区域 むつ市第二十二区域 むつ市第二十三区域 むつ市第二十四区域 むつ市第二十五区域 むつ市第二十六区域 むつ市第二十七区域 むつ市第二十八区域 むつ市第二十九区域 むつ市第三十区域 むつ市第三十一区域 むつ市第三十二区域 むつ市第三十三区域 むつ市第三十四区域 むつ市第三十五区域 むつ市第三十六区域 むつ市第三十七区域 むつ市第三十八区域 むつ市第三十九区域 むつ市第四十区域 むつ市第四十一区域 むつ市第四十二区域 むつ市第四十三区域 むつ市第四十四区域 むつ市第四十五区域 むつ市第四十六区域 むつ市第四十七区域 むつ市第四十八区域 むつ市第四十九区域 むつ市第五十区域 むつ市第五十一区域 むつ市第五十二区域 むつ市第五十三区域 むつ市第五十四区域 むつ市第五十五区域 むつ市第五十六区域 むつ市第五十七区域 むつ市第五十八区域 むつ市第五十九区域 むつ市第六十区域 むつ市第六十一区域 むつ市第六十二区域 むつ市第六十三区域 むつ市第六十四区域 むつ市第六十五区域 むつ市第六十六区域 むつ市第六十七区域 むつ市第六十八区域 むつ市第六十九区域 むつ市第七十区域 むつ市第七十一区域 むつ市第七十二区域 むつ市第七十三区域 むつ市第七十四区域 むつ市第七十五区域 むつ市第七十六区域 むつ市第七十七区域 むつ市第七十八区域 むつ市第七十九区域 むつ市第八十区域 むつ市第八十一区域 むつ市第八十二区域 むつ市第八十三区域 むつ市第八十四区域 むつ市第八十五区域 むつ市第八十六区域 むつ市第八十七区域 むつ市第八十八区域 むつ市第八十九区域 むつ市第九十区域 むつ市第九十一区域 むつ市第九十二区域 むつ市第九十三区域 むつ市第九十四区域 むつ市第九十五区域 むつ市第九十六区域 むつ市第九十七区域 むつ市第九十八区域 むつ市第九十九区域 むつ市第一百区域	総トン数十トン未満の漁船による漁業 総トン数十トンあり行う漁業であつて、主として刺網漁業

むつ市大字城ヶ沢字下田三〇の八三 尾崎 博行

り行う漁業であつて、昭和五十年九月六日青森県告示第六百六十六号（漁業災害補償法による加入区の設定）の二の表のつ市第三区域の項の1に掲げる漁業以外の漁業

出先機関

土地改良区の役員就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十八項の規定により、津軽平川土地改良区から、次のとおり役員が就任の届出があつたので、同条第十九項の規定により公告する。

令和七年九月二十六日

青森県中南農林水産事務所長 齋藤 禎 展

役員別の区別	氏名	住 所	就任の年月日
理事	齋藤 英昌	北津軽郡鶴田町大字強巻字翁柳一二二	令和七・九・一

人事委員会

人事委員会規則七一九九（退職手当の支給制限等に係る書面の様式）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年九月二十六日

青森県人事委員会委員長 奥 崎 栄 一

人事委員会規則七一九九(退職手当の支給制限等に係る書面の様式)の一部を改正する規則

人事委員会規則七一九九(退職手当の支給制限等に係る書面の様式)の一部を次のように改正する。

別記様式第一から別記様式第六までの規定中「処分書を受けた日の翌日から起算して3か月」や「処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月」並びに「処分書を受けた日の翌日から起算して6か月」や「処分があったことを知った日から6か月」並びに「処分の日の翌日から起算して」や「処分の日から」並びに「裁決の送達を受けた日の翌日から起算して」や「裁決があったことを知った日から」並びに「裁決の日の翌日から起算して」や「裁決の日から」に改める。

別記様式第七及び別記様式第八中「命令書を受けた日の翌日から起算して3か月」や「命令があったことを知った日の翌日から起算して3か月」並びに「命令書を受けた日の翌日から起算して6か月」や「命令があったことを知った日から6か月」並びに「処分の日の翌日から起算して」や「処分の日から」並びに「裁決の送達を受けた日の翌日から起算して」や「裁決があったことを知った日から」並びに「裁決の日の翌日から起算して」や「裁決の日から」に改める。

別記様式第九中「の翌日から起算して」や「から」に改める。

別記様式第十及び別記様式第十一中「命令書を受けた日の翌日から起算して3か月」や「命令があったことを知った日の翌日から起算して3か月」並びに「命令書を受けた日の翌日から起算して6か月」や「命令があったことを知った日から6か月」並びに「処分の日の翌日から起算して」や「処分の日から」並びに「裁決の送達を受けた日の翌日から起算して」や「裁決があったことを知った日から」並びに「裁決の日の翌日から起算して」や「裁決の日から」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和七年十月一日から施行する。
(経過措置)

- 2 この規則の施行前に通知した改正前の人事委員会規則七一九九(退職手当の支

給制限等に係る書面の様式) 別記様式第一から別記様式第十一までの様式による書面は、改正後の人事委員会規則七一九九(退職手当の支給制限等に係る書面の様式) 別記様式第一から別記様式第十一までの様式による書面とみなす。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚三付二十一円七十銭